

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	地方税の収納及び滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

竹原市は、地方税の収納及び滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

広島県竹原市長

公表日

平成27年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の収納及び滞納管理に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 地方税法, 国税徴収法, その他の地方税に関する法律及び条例等の規定に基づき, 賦課された地方税</p> <p>【内容】 ①納税者の課税状況(税目, 金額等), 及びこれらに関する収入額, 滞納額, 交渉経過等必要な情報の把握 ②収納消し込み, 集計, 還付及び充当 ③口座振替情報の管理 ④納付書の再発行 ⑤納税証明書の発行 ⑥領収書, 督促状, 催告書等各種通知の発送 ⑦納税の相談及び指導, 納税の猶予等 ⑧滞納処分のために必要な調査 ⑨滞納処分等, 滞納処分の停止, 及び不納欠損処理 ⑩その他収納及び滞納管理のために必要とする業務</p>
③システムの名称	消込/滞納管理システム, 団体内統合宛名システム, 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル, 滞納情報ファイル, 口座情報ファイル, 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 16の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長	課長 向井 聡司
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号 竹原市総務部総務課行政係 電話:0846-22-7719 ファックス:0846-22-8579 E-mail: soumu@city.takehara.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号 725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号 竹原市総務部税務課収納係 電話:0846-22-7732 ファックス:0846-22-8579 E-mail: zeimu@city.takehara.lg.jp
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年8月3日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年8月3日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる
----------	--------------------------

